

松川ゆうじ後援会 規約

(名称・所在地)

第1条

本会は、「松川ゆうじ後援会」と称し、主たる事務所を須賀川市におく。

(目的)

第2条

本会は、松川勇治氏の政治活動を支援し、須賀川市の発展と住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 後援会、座談会、意見交換会、勉強会等の開催
2. 機関紙、その他印刷物の発行及び配布
3. 関係諸団体との連携・協力
4. その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

第5条

本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、幹事若干名、監事2名、事務局長1名、会計責任者1名、必要とする役員。

(役員を選出及び任期)

第6条

1. 役員は総会において選出する。
2. 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(会議)

第7条

1. 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
2. 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条

本会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもって充当する。

(会計年度)

第9条

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(規約の改廃)

第10条

本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和5年6月21日より実施する。